

一般社団法人日本ピルビスワーク協会
会員規約

一般社団法人日本ピルビスワーク協会（以下「JPA 協会」とする）に登録した個人（以下「会員」とする）は、下記の会員規約（以下「本規約」とする）及び JPA 協会に定められた規則や条件に従うものとする。

第1条 一般社団法人日本ピルビスワーク協会とは

JPA 協会は、骨盤矯正法及び姿勢均整学を柱とした美容健康法の専門家を養成すると共に、骨盤矯正法及び姿勢均整学を国内外に普及・啓蒙することに務め、当該専門家の社会的地位と資質の向上を目指し、国民の健康と福祉増進に貢献することを目的とし、その運営組織は JPA 協会内に置く。

第2条 会員資格

JPA 協会の定める会員（以下「JPA 協会会員等」とする）とは、以下のとおりとする。

- (1) JPA 協会認定のピルビスワーカーの資格を有する正会員（以下「JPA 協会会員」とする）
 - (2) JPA 協会の事業を支援する団体及び個人の賛助会員
 - (3) 代表理事の推薦によって JPA 協会に功績があると認められた名誉会員
- 2 JPA 協会会員等はいずれも本規約を承諾して JPA 協会の所定の入会手続きをすべて完了し、JPA 協会から承認を受けるものとする。
- 3 JPA 協会認定のマスターピルビスワーカー、1 級ピルビスワーカー、2 級ピルビスワーカーの資格を有する者は必ず JPA 協会会員として入会手続を行うものとする。
- ただし、JPA 協会が JPA 協会会員として不相当と判断した場合には、入会の承認を行わず、入会の承認後においても JPA 協会会員として不適切と判断した場合には、承認の取り消しや削除を行うことがある。
- 4 JPA 協会認定の初級ピルビスワーカーは正会員としない。
- 5 JPA 協会が JPA 協会会員として認定した場合、会員資格は JPA 協会認定講習を受講の者はその受講日とし、それ以外は JPA 協会が承認した日に生じるものとする。

第3条 会員規約の変更、更新

JPA 協会は、円滑な協会運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、予告無く本規約の内容変更及び更新ができるものとする。

第4条 会員規約の遵守

JPA 協会会員等は、JPA 協会に参加するにあたり、本規約を遵守するものとする。

第5条 個人情報の利用目的

JPA 協会会員等の個人情報の利用目的は、以下の JPA 協会のサービス提供を目的とし、以下の目的以外には利用しない。

ただし、JPA 協会から事前に JPA 協会会員等に対し、利用目的を明らかにし、JPA 協会会員等の承諾を得たときはその限りではない。

- (1) JPA 協会の会員向け情報提供やサービス、関連商品等の紹介
- (2) JPA 協会に対する意見、サービスや関連商品等の感想のアンケート集計のため
- (3) JPA 協会会員等を属性(年齢、住所等)ごとに分類し、統計的資料を作成するため

ただし、統計的資料を作成する場合、個人名や企業名は明らかにしない。

第6条 会員情報の更新

JPA 協会会員等は、入会時に提出した会員情報に変更や修正が生じた場合、速やかに更新手続きを行う。

- 2 更新手続きを行っていない場合、JPA 協会からのサービス、情報提供はされず、JPA 協会会員等に不利益を生じることがあるが、JPA 協会はその責を負わない。

第7条 会費

JPA 協会会員等は JPA 協会が定める入会金、年会費（以下「会費」とする）を支払う。

- 2 JPA 協会は、会費規程においてすべての会費について定める。
- 3 JPA 協会は、会員規程に定めた会費の金額を予告なく変更することがある。ただし、会費の金額を変更する場合は、JPA 協会のホームページ等の適当な方法で予め掲載し、これを JPA 協会会員等に告知する。
- 4 会費の支払い方法は、会員規程の定めに従う。

第8条 禁止事項

JPA 協会は JPA 協会会員等に対し以下の通り禁止事項を定める。

- (1) 本人以外の他人に会員登録、メール配信、アンケート回答などを代行させる行為
- (2) 公序良俗に反する行為及び法令に違反する行為
- (3) JPA 協会及び第三者の著作権を侵害する行為
- (4) JPA 協会及び第三者に不利益を及ぼす行為
- (5) JPA 協会及び第三者を誹謗、中傷、名誉を毀損する行為
- (6) JPA 協会の運営を妨害する行為、JPA 協会の承認を得ない営業行為
- (7) JPA 協会が JPA 協会会員の行為として不適切であると判断した行為

第9条 会員資格の取消・抹消

以下に該当する場合、又はその恐れのある場合、JPA 協会は JPA 協会会員等に事前通告することなく会員資格の取消及び抹消ができる。

- (1) JPA 協会が、JPA 協会会員等に対し会員として不適当と認めるとき、又は JPA 協会会員等が前条各号の規定に反したと認めるとき
- (2) JPA 協会会員の死亡、又は失踪宣言を受けたとき
- (3) 入会金又は年会費を滞納し、JPA 協会から書面で通知されても納付されないとき
- (4) 施設等の利用に際し、当該施設等の利用規定を遵守しないとき
- (5) 故意により、JPA 協会の信用を毀損したとき
- (6) JPA 協会会員等としての品位を損なうと認められた行為があったとき

第10条 退会

JPA 協会会員等が退会の申出をする場合、JPA 協会所定の手続き又は文書等により退会の申出をする。

- 2 退会の申出がなされた日を退会日とする。
- 3 JPA 協会から退会した時点で、利用していた JPA 協会のサービス、情報提供、その他の諸権利は失うものとする。
- 4 退会後の問い合わせには一切応じない。

第 11 条 機密情報の取扱い

JPA 協会及び JPA 協会会員等の保有する機密情報の取扱いについては、機密保持契約書に基づき、その取扱いを定める。

第 13 条 JPA 協会の停止

JPA 協会は一定の予告期間をもってホームページ、会員向けサービス、情報提供の停止を行う場合がある。

- 2 前項に伴い JPA 協会会員等に不利益や損害が生じた場合、JPA 協会はそのいかなる責任を負わない。

第 14 条 損害賠償

JPA 協会会員等が本規約及びその他の諸法令等に違反する行為によって、JPA 協会に損害を与えた場合、JPA 協会は当該会員に対して JPA 協会の被った損害の賠償を請求する。

附則

この規約は平成24年10月17日に制定し、同日より実施する。

この規約は平成26年8月6日に改定し、同日より実施する。